平成２８年労第４６４号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

理　　由

第１　再審査請求の趣旨及び経過

１　趣　　旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号、以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する変更決定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

２　経　　過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、不動産賃貸の営業に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、自宅において縊頚により自死を図り、病院に搬送され入院加療を行っていたが、同年○月○日、病院を抜け出し、自宅で縊死しているところを家族に発見された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、監督署長は、審査官が決定を出す前の平成○年○月○日、給付基礎日額を○円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決

定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第２　再審査請求の理由

（略）

第３　原処分庁の意見

（略）

第４　争　点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する本件処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第５　審査資料

（略）

第６　事実の認定及び判断

１　当審査会の事実の認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）労災保険法第８条に規定する給付基礎日額については、労働基準法第１２条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同法第１２条第１項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前３か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」とは、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解されているところ、当審査会においても、同取扱いは妥当であると考える。

（２）請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて、以下「請求人ら」という。）は、要旨、固定残業代の一部として被災者に支給されていた「特別営業手当」について、会社の就業規則には記載が無く、単に社内で配布された文書に記載されているに過ぎず、当該手当に係る約定・合意は存在しないのであるから、固定残業代の一部とみることは出来ず、むしろ、割増賃金の算定基礎に含めるべきであると主張しているので、以下検討する。

（３）会社の割増賃金の支払い方法についてみると、会社の就業規則の給与規程（以下「給与規程」という。）及び「平成〇年度固定給体系」において、「営業手当」は時間外労働、法定休日労働の割増賃金の内払いであり、被災者の社内的

位置付けである等級○に該当する者には、超過勤務２０時間相当分として○円を支給する旨明記されている。

また、「平成○年度賃貸仲介Ｃ営業部」において、「特別営業手当」は超過勤務２５時間相当分であるとして○円を支給する旨記載されており、会社は２つの手当を合わせて固定残業代４５時間相当分として○円を支給するものとしている。

（４）この点、当審査会としては、更に給付基礎日額の算定事由発生日の属する年の前年に当たる平成○年の賃金台帳を始めとした各関係資料を入手の上、改めて、一件記録を精査した。その上で、賃金台帳から、被災者に対する実際の支給状況をみると、給付基礎日額の算定事由発生日である平成○年○月○日までの間、１年近くに及ぶ期間において、「みなし残業手当」として毎月○円を固定的に支給していること、また、超過勤務時間が４５時間を超えている場合は、会社は「超過勤務手当」の名目で、別途計算された割増賃金を支給していることが確認できる。

さらに、給与規程に実際の労働時間に基づく超過勤務手当額が固定残業代の金額を上回った場合は、その差額を支給する旨記載しており、また、会社人事部マネージャーのＤは、上記２つの手当を合算した取扱いにより固定残業代を支払っていること、実際の労働時間に基づく超過勤務手当額の具体的な算定方法及び当該手当の額が固定残業代の金額を上回った場合には差額を支給していることについて述べている。

（５）そうすると、会社は、給付基礎日額の算定事由発生日からみても、相当期間継続して、固定残業代として「特別営業手当」を「営業手当」と一体として取扱う運用を行っていたものであり、翻って、被災者等従業員は、事実上、当該取扱いによる固定残業代の支払いを受け取ってきたという事情を鑑みると、当審査会としても、決定書理由で説示するとおり、「特別営業手当」を含めて、当該固定額により支給される手当は、割増賃金の性格を有するものとして差し支えないものと判断する。

（６）したがって、請求人らが主張するような新たに割増賃金の算定基礎に含めるべきものは認められず、当審査会は、監督署長が認定した給付基礎日額は妥当であるものと判断する。

３　以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬

祭料の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。